

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十四年 四月 一日

目 次

公 示

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正についての告示 (財政課) ページ

告 示

岐阜県告示第百七十号

全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和三十年岐阜県告示第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第三条第二号中「相模原市」の下に「マ熊本市」を加える。
第六条中「九人」を「十人」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規約による変更後の規約(以下「変更後の規約」という。)第八条第一項の規定により平成二十五年三月三十一日までの間に委員に選任された者の任期は、変更後の規約第八条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(金曜日) (休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十四年四月一日

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社